

建築基準法施行条例（昭和35年京都府条例第13号）新旧対照表

改正前	改正後
<p>(大規模建築物の敷地と道路との関係)</p> <p>第5条 都市計画区域内にある延べ面積(同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計)が1,000平方メートルを超える建築物の敷地は、<u>第3章において特に定めのある場合を除き</u>、幅員4メートル以上の道路に6メートル以上接しなければならない。ただし、次の各号の<u>一に</u>該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 法第43条第1項ただし書の規定により許可を受けた場合</p> <p>(2) 次の<u>ア又はイ</u>に該当し、かつ、敷地の周囲に公園、広場等の空地がある場合</p> <p>ア 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「令」という。) <u>第115条の2の2第1項第1号に掲げる基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は令第112条第1項に規定する特定防火設備で延べ面積1,000平方メートル以内ごとに区画する場合</u></p> <p>イ 延べ面積の合計1,000平方メートル以内ごとの建築物に区画し、その周囲に幅員3メートル以上の通路を設ける場合</p>	<p>(大規模建築物の敷地と道路との関係)</p> <p>第5条 都市計画区域内にある延べ面積(同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計)が1,000平方メートルを超える建築物の敷地は、<u>次章に別段の定めがある場合を除き</u>、幅員4メートル以上の道路に6メートル以上接しなければならない。ただし、次の各号の<u>いずれかに</u>該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 法第43条第1項ただし書の規定により許可を受けた場合</p> <p>(2) 次の<u>いずれかに</u>該当し、かつ、敷地の周囲に公園、広場等の空地がある場合</p> <p>ア 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「令」という。) <u>第112条第1項に規定する一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は同項</u>に規定する特定防火設備で延べ面積1,000平方メートル以内ごとに区画する場合</p> <p>イ 延べ面積の合計1,000平方メートル以内ごとの建築物に区画し、その周囲に幅員3メートル以上の通路を設ける場合</p>
<p><u>(がけに近接する建築物)</u></p> <p>第6条 <u>都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく開発行為の許可又は宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)に基づく宅地造成の許可を受けた場合を除き、高さ2メートルを超えるがけ(宅地造成等規制法施行令(昭和37年政令第16号。以下「宅造令」という。)第1条第2項又は第4項に規定するがけをいう。以下同じ。)に近接して建築物を建築するときは、当該建築物とがけとの間に、がけ上にあつてはがけの下端から、がけ下にあつてはがけの上端から、がけの高さの2倍以上の水平距離を保たなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</u></p>	<p><u>(崖に近接する建築物)</u></p> <p>第6条 <u>高さ2メートルを超える崖に近接して建築物を建築するときは、当該建築物と崖との間に、崖の上にあつては崖の下端から、崖の下にあつては崖の上端から、崖の高さの2倍以上の水平距離を保たなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</u></p>

- (1) 切土をした土地の部分に生じるがけ面が宅造令第6条第1項第1号イに該当する場合
- (2) 宅造令第6条第1項第1号ロに該当するがけ面で、擁壁の設置が必要でないことが確かめられた場合
- (3) がけ面が鉄筋コンクリート造又は間知石練積み造その他これらに類する構造の擁壁で、宅造令第7条から第10条までの技術基準に適合するものにより保護された場合
- (4) がけの上に建築物を建築する場合で、当該建築物の基礎を鉄筋コンクリート造の布基礎その他これに類するものとし、がけの下端から30度の角度をなす面の下方に当該基礎の底(杭基礎にあつては、杭の先端)を設けたとき。

(5) その他特定行政庁が安全上支障がないと認める場合
(新規)

(1) 次号に規定する建築物を建築する場合以外の場合にあつては、次のいずれかに該当するとき。

ア 崖面が宅地造成等規制法施行令(昭和37年政令第16号。以下「宅造令」という。)第6条第1項第1号イ又はロに規定する崖面に該当するとき。

イ 崖面が鉄筋コンクリート造又は間知石練積み造その他これらに類する構造の擁壁で、宅造令第7条から第10条までに規定する技術的基準に適合するものにより保護されたとき。

ウ 崖の上に建築物を建築する場合で、当該建築物の基礎を鉄筋コンクリート造の布基礎その他これに類するものとし、かつ、崖の下端から30度の角度をなす面の下方に当該基礎の底(杭基礎にあつては、杭の先端)を設けたとき。

エ 崖の下に建築物を建築する場合で、次のいずれかに該当するとき。

(ア) 当該建築物の外壁及び構造耐力上主要な部分(崖の崩壊(崖である土地が崩壊する自然現象をいう。以下同じ。)による衝撃が作用すると想定される部分に限る。以下「外壁等」という。)が、当該衝撃が作用した場合においても破壊を生じない構造方法を用いるものであるとき。

(イ) (ア)に規定する構造方法を用いる外壁等と同等以上の耐力を有する門又は塀を、崖の崩壊により当該建築物の外壁等に作用すると想定される衝撃を遮るように設けたとき。

オ その他特定行政庁が安全上支障がないと認めるとき。

(2) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域内に居室を有する建築物を建築する場合にあつては、次のいずれかに該当するとき。

ア 当該建築物が令第80条の3に規定する構造方法を用いるものであるとき。

(新規)

(長屋)

第6条の2 都市計画区域内にある長屋は、次に定めるところによらなければならない。

(1) 法第23条に規定する木造建築物等である長屋(耐火建築物又は準耐火建築物を除く。)は、5戸建て以下で、かつ、階数を2以下とすること。ただし、令第136条の2各号に掲げる技術的基準に適合する場合には、階数を3とすることができる。

(2) 前号の長屋の側面には、隣地境界線との間に50センチメートル以上の空地を設けること。ただし、隣地境界線が、公園、広場その他これらに類する空地に接するときは、この限りでない。

(3) 各戸には、便所及び炊事場を設けること。

2 前項の長屋の各戸の主な出入口は、道路

に面して設けなければならない。ただ

イ 令第80条の3ただし書の場合に該当するとき。

2 前項の規定は、次の工事に係る当該崖については、適用しない。

(1) 宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第8条第1項本文の規定による許可に係る宅地造成に関する工事として行われた崖の工事(当該許可の内容(同法第12条第4項の規定によりその内容とみなされるものを含む。)に適合するものに限る。)

(2) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項又は第2項の規定による許可に係る開発行為に関する工事として行われた崖の工事(当該許可の内容(同法第35条の2第5項の規定によりその内容とみなされるものを含む。)に適合するものに限る。)

3 前2項に規定する「崖」及び「崖面」とは、宅造令第1条第2項に規定する崖及び崖面をいう。この場合において、同条第4項に規定する上下の崖は、一体の崖とみなす。

(長屋)

第6条の2 都市計画区域内にある長屋は、次に定めるところによらなければならない。

(1) 法第23条に規定する木造建築物等である長屋(耐火建築物又は準耐火建築物を除く。)は、5戸建て以下で、かつ、階数を2以下とすること。ただし、令第136条の2各号に掲げる技術的基準に適合する場合には、階数を3とすることができる。

(2) 前号の長屋の側面には、隣地境界線との間に50センチメートル以上の空地を設けること。ただし、隣地境界線が、公園、広場その他これらに類する空地に接するときは、この限りでない。

(3) 各戸には、便所及び炊事場を設けること。

2 前項の長屋の各戸の主な出入口は、道路(法第43条第1項ただし書

の規定による許可を受けた長屋にあつては、当該長屋が当該許可の内容に適合するためその敷地が接しなければならないとされた道又は通路を含む。第2号において同じ。)に面して設けなければならない。ただ

し、主な出入口が次の各号の一に 該当するものは、この限りでない。

- (1) 2戸建てで敷地内の幅員2メートル以上の通路に面するもの
- (2) 耐火建築物又は準耐火建築物で各戸の界壁が耐火建築物にあつては耐火構造、準耐火建築物にあつては準耐火構造であり、かつ、両端が道路に通じる敷地内の幅員3メートル以上の通路又は一端が道路に通じる敷地内の幅員3メートル以上、長さ35メートル以内の通路に面するもの
- (3) 公園、広場その他これらに類する空地に面するもの

(出入口及び非常口)

第13条 興行場等における外側の出入口及び非常口で客用のものは、次の各号に定めるところによらなければならない。

- (1) 出入口及び非常口は、次の表の数値以上を設けること。

客席の床面積の合計	出入口の数	非常口の数
耐火建築物で200平方メートル以内のもの	1	2
500平方メートル以内のもの（上欄に掲げるものを除く。）	2	2
500平方メートルを超えるもの	2	4

- (2) 出入口及び非常口の幅は、それぞれ1.6メートル以上とすること。

し、主な出入口が次の各号のいずれかに 該当するものは、この限りでない。

- (1) 2戸建てで敷地内の幅員2メートル以上の通路に面するもの
- (2) 耐火建築物又は準耐火建築物で各戸の界壁が耐火建築物にあつては耐火構造、準耐火建築物にあつては準耐火構造であり、かつ、両端が道路に通じる敷地内の幅員3メートル以上の通路又は一端が道路に通じる敷地内の幅員3メートル以上、長さ35メートル以内の通路に面するもの
- (3) 公園、広場その他これらに類する空地に面するもの

(出入口及び非常口)

第13条 興行場等における外側の出入口及び非常口で客用のものは、次に 定めるところによらなければならない。

- (1) 出入口は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、その数が同表の中欄に掲げる数値以上となり、かつ、その数と非常口の数との合計数が同表の右欄に掲げる数値以上となるように設けること。

耐火建築物で客席の床面積の合計が200平方メートル以内のもの	1	3
客席の床面積の合計が500平方メートル以内の建築物（耐火建築物にあつては、客席の床面積の合計が200平方メートル以内のものを除く。）	2	4
客席の床面積の合計が500平方メートルを超える建築物	2	6

- (2) 出入口及び非常口の幅は、それぞれ1.6メートル以上とすること。

(3) 出入口及び非常口の幅の合計は、これを使用する客席の床面積 10 平方メートルにつき、20 センチメートル（耐火建築物にあつては、15 センチメートル）の割合で計算した数値以上とすること。

2 客席より廊下等に通ずる出入口及び非常口については、前項の規定を準用する。

(客席の段床)

第 15 条 興行場等の客席に段床を設けるときは、床幅 80 センチメートル以上、各段の高さ 50 センチメートル以下としなければならない。

2 前項の段床を縦断する通路で高さ 3 メートルをこえるときは、3 メートル以内ごとに、縦通路または横断通路を設け、これを廊下または階段に通じさせなければならない。

3 前項の縦通路に段を設けるときは、踏面 25 センチメートル以上、
けあげ 25 センチメートル以下としなければならない。

(制限の緩和)

第 18 条 令第 129 条の 2 第 2 項に規定する階避難安全性能を有する興行場等の階については、第 13 条第 2 項、第 14 条第 1 項及び第 2 項第 1 号並びに前条第 1 項から第 4 項までの規定は、適用しない。

2 令第 129 条の 2 の 2 第 2 項に規定する全館避難安全性能を有する
興行場等については、第 13 条、
第 14 条第 1 項及び第 2 項第 1 号並びに前条第 1 項から第 6 項までの
規定は、適用しない。

(新規)

(3) 出入口及び非常口の幅の合計は、これを使用する客席の床面積 10 平方メートルにつき、20 センチメートル（耐火建築物にあつては、15 センチメートル）の割合で計算した数値以上とすること。

2 客席から廊下等に通じる出入口及び非常口については、前項の規定を準用する。

(客席の段床)

第 15 条 興行場等の客席に段床を設けるときは、その床幅を 80 センチメートル以上とし、かつ、その各段の高さを 50 センチメートル以下としなければならない。

2 前項の段床を縦断する通路（以下「縦断通路」という。）の高低差が 3 メートルを超えるときは、その高さ 3 メートル以内ごとに、当該縦断通路を横断する通路で地上に通じる主たる廊下又は階段に通じるものを設けなければならない。

3 縦断通路 に段を設けるときは、その踏面を 25 センチメートル以上
とし、かつ、その蹴上げを 25 センチメートル以下としなければならない。

(制限の緩和)

第 18 条 令第 129 条の 2 第 2 項に規定する階避難安全性能を有する興行場等の階については、第 13 条第 2 項、第 14 条第 1 項及び第 2 項第 1 号並びに前条第 1 項から第 4 項までの規定は、適用しない。

2 令第 129 条の 2 の 2 第 2 項に規定する全館避難安全性能 (以下「全館避難安全性能」という。) を有する興行場等については、第 13 条、
第 14 条第 1 項及び第 2 項第 1 号並びに前条第 1 項から第 6 項までの
規定は、適用しない。

3 興行場等で、当該興行場等が次の各号のいずれにも該当することについて知事が別に定める団体が行う総合的な評定により確かめられたも

(自動車車庫等の位置)

第19条 都市計画区域内にある自動車車庫又は自動車修理工場（以下「自動車車庫等」という。）は、次の各号のいずれかに該当する道路又は場所に接して自動車の出入口を有する敷地に建築してはならない。ただし、道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項に規定する緊急自動車のための自動車車庫は、この限りでない。

- (1) 幅員6メートル未満の道路
- (2) 道路の交差点、道路の 曲り角から7メートル以内の場所又は縦断こう配が12パーセントを超える坂道
- (3) 小学校、特別支援学校、幼稚園、公園又は児童遊園地の主な出入口から10メートル以内の道路
- (4) 略

2 略

(対象区域及び日影時間の指定)

第19条の2 法第56条の2第1項の規定する対象区域は、別表の左欄に掲げる区域とし、それぞれの区域において生じさせてはならない日影時間として法別表第4(に)欄の各号のうちから指定する号は、別表の右欄に掲げる号とする。

ので、かつ、特定行政庁が安全上、防火上及び避難上支障がないと認めるものについては、第13条から第15条まで及び前条の規定は、適用しない。

- (1) 当該興行場等の構造等に応じた安全上、防火上及び避難上の総合的な配慮がなされたことにより全館避難安全性能と同等以上の性能を有すること。
- (2) 当該興行場等の構造等の維持保全等の実施体制の整備その他の安全上、防火上及び避難上の適切な措置が講じられていること。

(自動車車庫等の位置)

第19条 都市計画区域内にある自動車車庫又は自動車修理工場（以下「自動車車庫等」という。）は、次の各号のいずれかに該当する道路又は場所に接して自動車の出入口を有する敷地に建築してはならない。ただし、道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項に規定する緊急自動車のための自動車車庫は、この限りでない。

- (1) 幅員6メートル未満の道路
- (2) 道路の交差点若しくは曲り角から7メートル以内の場所又は縦断勾配が12パーセントを超える坂道
- (3) 小学校、特別支援学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園、公園又は児童遊園の主な出入口から10メートル以内の道路
- (4) 略

2 略

(対象区域及び日影時間の指定)

第19条の2 法第56条の2第1項に規定する条例で指定する区域は、別表の左欄に掲げる区域とし、同項に規定する条例で指定する号は、当該区域の区分に応じ、同表の右欄に掲げる号とする。

2 法第56条の2第1項に規定する法別表第4(は)欄の2の項及び3

(手数料の徴収)

第 22 条 次の各号に掲げる法に基づく確認の申請等をしようとする者は、当該各号に掲げる手数料を納付しなければならない。

- (1) 法第 6 条第 1 項の規定による建築物の建築等に関する確認申請に対する審査 1 件につき 108 万 2,000 円に建築物（2 以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。）の数に 59 万円を乗じて得た額を加えた額を超えない範囲内において規則で定める額
- (2) 法第 6 条第 5 項又は第 6 条の 2 第 3 項の規定による建築物の建築等に関する構造計算適合性判定 1 の建築物（2 以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。）につき 59 万円を超えない範囲内において規則で定める額
- (3) 法第 7 条第 1 項の規定による建築物の完了検査申請に対する検査 1 件につき 89 万 3,000 円を超えない範囲内において規則で定める額
- (4) 法第 7 条の 3 第 1 項の規定による建築物の中間検査申請に対する検査 1 件につき 75 万 7,000 円を超えない範囲内において規則で定める額
- (5) 法第 18 条第 3 項の規定による国等の建築物の建築等に関する通知に対する審査 1 件につき 108 万 2,000 円に建築物（2 以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。）の数に 59 万円を乗じて得た額を加えた額を超えない範囲内において規則で定める額

の項に掲げる平均地盤面からの高さのうちから条例で指定する平均地盤面からの高さは、4メートルとする。

(手数料の徴収)

第 22 条 次の各号に掲げる法に基づく確認の申請等をしようとする者は、当該各号に掲げる手数料を納付しなければならない。

- (1) 法第 6 条第 1 項の規定による建築物の建築等に関する確認申請に対する審査 1 件につき 108 万 2,000 円に建築物（2 以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。）の数に 59 万円を乗じて得た額を加えた額を超えない範囲内において規則で定める額
- (2) 法第 6 条の 3 第 1 項の規定による建築物の建築等に関する構造計算適合性判定 1 の建築物（2 以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。）につき 59 万円を超えない範囲内において規則で定める額
- (3) 法第 7 条第 1 項の規定による建築物の完了検査申請に対する検査 1 件につき 89 万 3,000 円を超えない範囲内において規則で定める額
- (4) 法第 7 条の 3 第 1 項の規定による建築物の中間検査申請に対する検査 1 件につき 75 万 7,000 円を超えない範囲内において規則で定める額
- (5) 法第 18 条第 3 項の規定による国等の建築物の建築等に関する通知に対する審査 1 件につき 108 万 2,000 円に建築物（2 以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。）の数に 59 万円を乗じて得た額を加えた額を超えない範囲内において規則で定める額

<p>(6) 法第 18 条第 4 項の規定による国等の建築物の建築等に関する構造計算適合性判定 1 の建築物(2 以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。)につき 59 万円を超えない範囲内において規則で定める額</p> <p>(7) 法第 18 条第 15 項の規定による国等の建築物の完了検査 1 件につき 89 万 3,000 円を超えない範囲内において規則で定める額</p> <p>(8) 法第 18 条第 18 項の規定による国等の建築物の中間検査 1 件につき 75 万 7,000 円を超えない範囲内において規則で定める額</p> <p>(9) その他の事務で規則で定めるもの 1 件につき 22 万円を超えない範囲内において規則で定める額又は 1 件につき 22 万円に建築物の数に 2 万 8,000 円を乗じて得た額を加えた額を超えない範囲内において規則で定める額</p>	<p>(6) 法第 18 条第 4 項の規定による国等の建築物の建築等に関する構造計算適合性判定 1 の建築物(2 以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。)につき 59 万円を超えない範囲内において規則で定める額</p> <p>(7) 法第 18 条第 17 項の規定による国等の建築物の完了検査 1 件につき 89 万 3,000 円を超えない範囲内において規則で定める額</p> <p>(8) 法第 18 条第 20 項の規定による国等の建築物の中間検査 1 件につき 75 万 7,000 円を超えない範囲内において規則で定める額</p> <p>(9) その他の事務で規則で定めるもの 1 件につき 22 万円を超えない範囲内において規則で定める額又は 1 件につき 22 万円に建築物の数に 2 万 8,000 円を乗じて得た額を加えた額を超えない範囲内において規則で定める額</p>
--	--

公布日 平成 27 年 3 月 20 日

施行日 ①平成 27 年 3 月 20 日 第 19 条の 2 の改正

②平成 27 年 4 月 1 日 第 19 条の改正

③平成 27 年 6 月 1 日 その他の改正